

[事案 29-215] 契約解除取消請求

・令和元年 8 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反には該当しないことを理由に、契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

前立腺がんのため入院し、手術を受けたので、平成 28 年 11 月に契約した医療保険にもとづき、入院給付金等を請求したところ、給付金は支払われたが、2 型糖尿病の治療について告知していなかったことを理由に、告知義務違反により契約が解除された。しかし、以下の理由により契約解除を取り消してほしい。

- (1) 契約までに、糖尿病について医師からの病名告知や指導、投薬はなく、告知義務違反にはあたらない。
- (2) 保険会社が告知義務違反であると主張している治療は高血圧に対するものであり、高血圧については正しく告知し、契約が成立している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医療記録によれば、申立人は、告知日の 5 年以内に 2 型糖尿病と診断確定され、その日に医師から病名を告知されており、その後も治療が継続され、投薬も受けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。